

「マイカーローン」商品説明書（しんきん保証基金付カーライフプラン） 令和8年2月1日現在

項目	内容									
商品名	・カーライフプラン ・カーライフプランプライム									
ご利用いただける方	<p>・個人の方で次のすべての条件を満たす方が対象となります。</p> <p>①当金庫の会員または会員となる資格を有する方 ②一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られ、かつ当金庫が取扱いを認めた方 ③申込時年齢が満18歳以上である方 ④安定継続した収入がある方 ⑤日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑥信用上問題がない方 ⑦意思無能力者に該当しない方 ⑧反社会的勢力に該当しない方 ⑨次のいずれにも該当しない方</p> <p>・仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・支払いを停止した方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・延滞債務のある方 ・著しく信用を失墜した方</p> <p><カーライフプランプライム>※カーライフプランプライムは変動金利のみの取扱となります。 上記に加え、申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。</p> <p>①本件ローン申込をしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方 ②申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン（次のいずれか）</th> <th>対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、 基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付 カードローン ※教育カードローンは除く</td> <td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（カーライフプランプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件	a	すべての基金保証付個人ローン、 基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内	b	すべての基金保証付 カードローン ※教育カードローンは除く	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（カーライフプランプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）
	対象ローン（次のいずれか）	対象ローンの条件								
a	すべての基金保証付個人ローン、 基金保証付フリーローン、 基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内								
b	すべての基金保証付 カードローン ※教育カードローンは除く	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（カーライフプランプライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）								
ご利用金額	・1,000万円以内。（1万円単位）※ただし、当金庫および他信用金庫でのしんきん保証基金付消費者ローンの合計残高が3,000万円以内となります。									
ご融資期間	・1年以上15年以内。（元金据置期間6ヵ月を含みます。）									
お使いみち	<p>・お申込本人またはお申込本人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金。</p> <p>①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設備費用 ⑧お申込の方が①から⑦を資金使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>・次のいずれかに該当するものは保証の対象となりません。 ①個人間売買による購入費用 ②支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ③支払済資金</p>									
ご融資利率	<p>・変動金利型または固定金利型のいずれかを選択していただきます。</p> <p>・新規ご融資時のお借入利率は、当金庫の定める「マイカーローン店頭基準金利（以下「店頭基準金利（注1）」という）を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎月見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 （注1）「マイカーローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利を言い、毎月見直します。</p>									
変動金利	<p>・変動金利は、当金庫の「マイカーローン基準金利（以下「基準金利」という）」を基準として新たに到来する基準日の基準金利を比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。</p> <p>・「基準金利」は、当金庫が定める短期プライムレートを基準として毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直します。</p> <p>・4月1日基準日分は7月の約定返済日より、10月1日基準日分は翌年1月の約定返済日より見直し後の金利によるご返済が開始されます。</p>									
固定金利	・固定金利の場合は、利率の見直しはありません。									
保証料	・保証料は、毎月払方式となり、お取引金利に含まれておりますので、ご融資実行時に別途ご負担はありません。									
遅延損害金	・約定返済日に遅延した場合は、延滞利率として14.60%が適用されます。									
ご融資の形式	・証書貸付。									
ご返済方法	<p>・毎月、元利均等・元金均等割賦返済のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>・ボーナス併用返済をご希望される場合は、お借入金額の50%以内を返済元金として、6ヵ月毎の年2回払いとなります。</p> <p>・元金返済の据置期間は6ヵ月以内とします。</p>									
連帯保証人	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、原則不要です。									
担保	・不要です。									
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-078-390）にお申し出ください。									
紛争解決措置	札幌弁護士会（電話：011-251-7730）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。または東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせください。									
その他の事項	<p>・当金庫が取扱期間内に融資を決定した場合において、納車遅延等の関係で融資実行が直ちに行なわれない時は、その猶予期限は一般社団法人しんきん保証基金の保証承諾有効期間内（保証承諾日から6ヵ月）となります。</p> <p>・審査の結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。</p> <p>・返済額のご試算は、窓口までお問い合わせください。</p>									